社会福祉法人ヴィオラ

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

V-規程第17号

（目　的）

第１条　この規程は、社会福祉法人ヴィオラ（以下「当法人」という。）の定款第８条及び第２１条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　役員とは、理事及び監事をいう。

（２）　常勤役員とは、役員のうち、当法人において週に３日以上、１日に休憩を除いて４時間以上勤務する者をいう。

（３）　非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。

（４）　評議員とは、定款５条に基づき置かれる者をいう。

（５）　報酬とは、職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。

（６）　費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第３条　当法人は、役員及び評議員に職務執行の対価として報酬を支給し、賞与や退職慰労金等は支給しない。ただし、当法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等については支給しない。

２　評議員選任・解任委員会及び運営推進会議並びに入所検討委員会に出席した場合は、前項を適用せず、報酬等は支給しない。

（報酬等の額の算定方法）

第４条　評議員には、定款第８条で定める金額の範囲内で、報酬を支払うことができる。

２　個々の評議員の報酬は、別表１に定める額とする。

３　当法人の全理事の報酬総額は、年間１，０００万円以内とする。

４　当法人の全監事の報酬総額は、年間３０万円以内とする。

５　当法人の常勤役員の報酬月額は、別表２に定める額とする。

６　非常勤役員に対する報酬は、別表３に定める額とする。

（費用弁償の支給）

第５条　当法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅延なく支払うものとする。また、前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

２　役員及び評議員には、出張に要する旅費（宿泊費含む）を出張費として支払うことができる。支払額については、社会福祉法人ヴィオラ職員出張旅費規程（V-規程第5号）を適用する。
３　常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その支給額については、職員給与規程（S-規程第3号又はT-規程第3号）を適用する。

（報酬等の支給日）
第６条　報酬等の支払については、次のとおりとする。
（１）非常勤役員及び評議員の報酬については、年度末に一括して精算し、その合計額を翌４月１０日に支払うものとする。ただし、年度途中で退任した場合は、退任日の翌月１０日に支払うものとする。なお、支給日が金融機関の休業日に当たる場合は、休業日前の営業日に支払うものとする。
（２）常勤役員の報酬及び交通費については、翌月１０日に支払うものとする。なお、支給日が金融機関の休業日に当たる場合は、休業日前の営業日に支払うものとする。
（３）役員及び評議員の費用及び旅費は、必要の都度支払うものとする。

（報酬等の支給方法）
第７条　報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
２　報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

（公表）
第８条　当法人は、この規程をもって、社会福祉法第５９条の２に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改廃）
第９条　この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

（補則）
第１０条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附　則
１　この規程は、平成３０年２月２３日から施行する。
２　平成２７年１月２８日施行の社会福祉法人ヴィオラ役員報酬規程及び平成２６年３月２２日施行の社会福祉法人ヴィオラ役員費用弁償規程はこれを廃止する。
３　この規程は、令和５年１２月５月に改訂し、令和５年１１月１日に遡って施行する。

別表１（評議員の報酬）

種　　別	日　　額
評議員会への出席	５，０００円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	５，０００円

別表２（常勤役員の報酬）

役職名	月　　額
理事長	４５０，０００円
理事	３００，０００円

別表３（非常勤役員の報酬）

種　　別	日　　額
監事監査への出席	１０，０００円
理事会・評議員会等会議への出席	５，０００円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	５，０００円